横須賀ごみ処理施設ダイオキシン類分析業務委託仕様書

横須賀ごみ処理施設ダイオキシン類分析業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| 1 | 目的 | 横須賀ごみ処理施設の 排ガス 焼却灰 ばいじん 排水等のダイオキシン類の測定分析を行い、その結果を報告するものである。 |
|----|------------|--|
| 2 | 履行期間 | 契約の日から令和4年3月31日 |
| 3 | 施行場所 | 横須賀市長坂5丁目1番1号 横須賀ごみ処理施設 |
| 4 | 業務内容 | 別紙のとおり |
| 5 | 特記事項 | 別紙のとおり |
| 6 | 関係法規 | ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、下水道 法 |
| 7 | 資格要件 | 本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)計量法第121条の2の規定に基づ〈認定特定計量証明事業者(大気中のダイオキシン類: JISK0311(2008)、水又は土壌中のダイオキシン類: JISK0312(2008) (2)同法第107条の登録のある者(同法施行規則別表第4:6濃度及び6の2特定濃度) |
| 8 | 契約方法 | 総価による業務委託契約(一般委託) |
| 9 | 支払方法 | 本件は業務完了後受託者の請求により精算する。 |
| 10 | その他事項 | この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 11 | 監督員 連絡先 | 資源循環部広域処理センター 大家 046-854-4153 |

| <指示又は希望事項> | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係 | ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。 | | | | | | | | |

横須賀ごみ処理施設ダイオキシン類分析業務委託仕様書

1 目的

本委託業務は、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律、大気汚染防止法及び下水道法に基づき、横須賀ごみ処理施設の排ガス、焼却 灰、ばいじん、及び排水等についてダイオキシン類等の分析を実施し、その評価を 行うことを目的とする。

2 履行期間

契約の日から令和4年3月31日

3 委託内容

1)試料の種類

排ガス:1号炉、2号炉、3号炉各2検体、計6検体とする。 焼却灰:1号炉、2号炉、3号炉各1検体、計3検体とする。

ばいじん:1号炉、2号炉、3号炉及び加湿処理したばいじんの各1検体、

計4検体とする。

排水:下水道放流水、場内降雨水各1検体、計2検体とする。

2)試料の採取及び採取場所

試料の採取は、すべて受託者が行うものとする。 試料の採取場所は、別途指示する。

3)試料採取時期

各号炉毎の排ガス2回のうち1回、焼却灰及びばいじんは同日採取とし、そのうちの1日において加湿処理したばいじんの採取を行う。各号炉毎に排ガスの2回の採取の間隔は、3か月程度以上開けること。

詳細な日程は、別途委託者より提示する焼却炉の運転計画に合わせて、協議の上定めるものとする。

| | 1 H201 102 144 174 1741 (| 1/1/ | | |
|-----------------|---------------------------|-------------|-----|----|
| | 前期 | 後期 | 検体数 | |
| 排ガス | 3 検体(各号炉) |) 3 検体(各号炉) | | 6 |
| 焼却灰・ばいじん | 各3検体 | - | | 6 |
| 加湿処理したばいじん | 1 検体 | - | 1 | |
| 排水 下水道放流水・場内降雨水 | 各1 | 検体 | | 2 |
| | | | 合計 | 15 |

表 - 1 試料の採取時期(例)

4)測定項目及び測定方法

各試料の測定項目及び測定方法は、表 - 2のとおり。

表 - 2 各試料の測定項目及び測定方法

| 試料 | 測定項目 | 測定方法 | 備考 | |
|---------------------------|---------------------|---|---------------------------------|--|
| | ダイオキシン類濃度 | JISK 0311:2008「排ガス | | |
| | 粒子状ダイオキシン 類濃度 | 中のダイオキシン類の測 定方法」 | フィルタ補集部で 補修されたダイオ キシン類の濃度 | |
| 排ガス(6検体) | 排ガス流量、流速、 温度、水分等 | JIS Z 8808-1995「排ガス 中のダスト濃度の測定方 法」 | | |
| | 酸素濃度 | JIS Z 0301-1998「排ガス 中の酸素分析方法」 | ダイオキシン類試 料の採取時間帯に | |
| | 一酸化炭素濃度 | JIS Z 0098-1998「排ガス 中の一酸化炭素分析方法」 | おいて連続測定する。 | |
| 焼却灰(3検体) ばいじん(4検体) | ダイオキシン類濃度 | 平成4年厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」別表第1(平成12年厚生省告示第6号別表) | | |
| 下水道放流水(1検体) 場内降雨水(1検体) | ダイオキシン類濃度 | JIS K 0312:2008「工業用 水・工場排水中のダイオキ シン類の測定方法」 | | |

5) 試料採取時の焼却炉稼動状況調査

排ガスの試料採取時間帯においては、時間毎に対象炉の ごみ焼却量、 炉内ガス温度、 バグフィルタ入口ガス温度を調査するものとする。

4 報告書の提出

受託者は、以下により報告書を取りまとめ、市長あて提出するものとする。また報告書と別に、試料毎の計量証明書及び別添のダイオキシン類対策特別措置法施行規則第8条様式第6(別紙1含む)を提出するものとする。試料毎の計量証明書については、測定結果が判明後、採取月毎に速やかに提出すること。様式第6については、Excelファイルにより、すべての測定結果を入力して提出すること。ただし下水道放流水の排水量は記入しなくてよい。

ア 仕様 サイズ A 4 判

製本の方法 くるみ綴じ製本

表紙 レザック紙

本文 上質紙 70kg 程度。

また、「古紙リサイクル適性ランクリスト」のAランクの印刷 資材(用紙、インキ)を使用すること。ただし、表紙は除く。

イ 記載内容 目的

測定施設

試料採取日

測定項目及び測定方法

試料採取位置及び測定点

焼却炉稼動状況

測定結果(排ガス、焼却灰、ばいじん、放流水、場内降雨水のダイオキシン類濃度、排ガスの流量、流速、酸素、一酸化炭素濃度等)

精度管理

測定結果の評価(排ガス、焼却灰、ばいじん、放流水、場 内降雨水のダイオキシン類に係る法基準達成状況)

ダイオキシン類の影響評価(評価方法、評価指標、評価に 用いたダイオキシン類濃度、周辺住民への影響、評価)

参考文献

資料(計量証明書及び試験結果報告書、精度管理に関する記録等(サンプリングスパイクの回収率、クリーンスパイクの内標準物質回収率、検量線作成時の相対感度係数、RRFチェック、一般試薬と標準試薬、GC-MS測定における分析条件、GC-MS SIMクロマトグラム))

- ウ 提出部数 5部(正 1部、副 4部)
- 工 提出期限 令和4年3月31日

5 データの保管

受託者は、本測定に関する各種データ(チャート類を含む)は、5年間保存すること。

6 環境への配慮及び安全の確保

業務に伴って発生する廃棄物が環境に及ぼす影響について十分認識し、その善 後策を図るとともに環境関連法規を遵守し環境の保全に取り組むこと。また、労 働安全衛生法その他関係法令を順守し安全確保に万全を期すこと。

7 その他

1)疑義の解決

受託者は業務の着手に先立ち、委託者と十分な協議を行うものとし、履行途上において疑義が生じた場合は、協議のうえ委託者の指示に従うこと。

2)業務内容の変更等

委託者は必要を認めたときには、業務内容を変更及び停止させることができる。 この変更等に係る委託料及び委託期間の変更については、別途協議のうえ決定 する。

3)成果品の検査と提出

受託者は業務の完了に際し、委託者による成果品検査を受けるものとし、検査 合格後、速やかに提出すること。

なお、成果品の提出後において成果品記載内容に誤記等があった場合は、速か に訂正し成果品を再提出すること。

4)委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後において請求払いとする。

8 本仕様書の問合わせ先

資源循環部 広域処理センター 担当 大家 電話 046-854-4153

ダイオキシン類測定結果報告書

令和 年 月 日

(あて先)横須賀市長

横須賀市小川町11番地

報告者 横須賀市長

ΕD

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表 1 排出ガス

| 採取年月日 及び時刻 (開始時刻~ 終了時刻) | 排 出 ガス量 (ml/日) | 排出ガ ス中の 酸素濃 度 (%) | 測定箇所 | 特定施設の名称 及び使用状況 | 分析年月日 | 測定結果 (ng-TEQ/ nh) | 試料採取者 | 分析者 | 備考 |
|----------------------------------|-----------------------|----------------------------|--------------|-------------------|-------|------------------------------|-------|-----|------|
| | | | 1号炉 煙突測定口 | 横須賀ごみ処理施設 | | | | | 整理番号 |
| | | | 1号炉 煙突測定口 | 横須賀ごみ処理施設 | | | | | 整理番号 |
| | | | 2号炉 煙突測定口 | 横須賀ごみ処理施設 | | | | | 整理番号 |
| | | | 2号炉 煙突測定口 | 横須賀ごみ処理施設 | | | | | 整理番号 |
| | | | 3号炉 煙突測定口 | 横須賀ごみ処理施設 | | | | | 整理番号 |
| | | | 3号炉 煙突測定口 | 横須賀ごみ処理施設 | | | | | 整理番号 |

表 2 排出水

| 採取年月日 | 測定均 | 易所 | 特定施設の名称 | | 測定結果 | | | |
|-------|------------------|----------------|-----------|-------|------------|-----|-----|------|
| 及び時刻 | 名 称 | 排 水 量 (㎡日) | 及び使用状況 | 分析年月日 | (pg-TEQ/L) | 採水者 | 分析者 | 備考 |
| | 下水道放流水 (放流水槽) | | 横須賀ごみ処理施設 | | | | | 整理番号 |
| | 雨水調整池 | | 横須賀ごみ処理施設 | | | | | 整理番号 |

表3 ばいじん等

| 採取年月日 及び時刻 | 試料の種別 | 採取箇所 | 特定施設の名称 及び使用状況 | 分析年月日 | 測定結果 (ng-TEQ/g) | 試料採取者 | 分析者 | 備考 |
|---------------|------------|------------------|-------------------|-------|--------------------|-------|-----|---------|
| | 焼却灰 | 1号炉灰搬出装置 | 横須賀ごみ処理施設 | | | | | 整理番号 |
| | 焼却灰 | 2号炉灰搬出装置 | 横須賀ごみ処理施設 | | | | | 整理番号 10 |
| | 焼却灰 | 3号炉灰搬出装置 | 横須賀ごみ処理施設 | | | | | 整理番号 |
| | ばいじん | 1号炉集じん灰 切替ダンパ | 横須賀ごみ処理施設 | | | | | 整理番号 12 |
| | ばいじん | 2号炉集じん灰 切替ダンパ | 横須賀ごみ処理施設 | | | | | 整理番号 13 |
| | ばいじん | 3号炉集じん灰 切替ダンパ | 横須賀ごみ処理施設 | | | | | 整理番号 |
| | 加湿処理したばいじん | 飛灰混錬機 | 横須賀ごみ処理施設 | | | | | 整理番号 15 |

- 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
- 3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
- 4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
- 5 排出ガスにあっては表 1、排出水にあっては表 2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)にあっては表 3 に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて 1 葉の様式に記載すること。
- 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあっては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- 8 表3の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。
- 9 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

別紙 1

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

| 整 | 理番号 | | 実測濃度 | 試料における 定量下限 | 試料における 検出下限 | 毒性等価係数 | 毒性等量 |
|------|------------|-------------------|------|----------------|----------------|---------|------|
| _10 | 2,3,7,8-Te | CDF | | | | 0.1 | |
| ポリ | 1,2,3,7,8- | PeCDF | | | | 0.03 | |
| 塩 | 2,3,4,7,8- | PeCDF | | | | 0.3 | |
| 化 | 1,2,3,4,7, | 8-HxCDF | | | | 0.1 | |
| | 1,2,3,6,7, | 8-HxCDF | | | | 0.1 | |
| ベ | 1,2,3,7,8, | 9-HxCDF | | | | 0.1 | |
| ン | 2,3,4,6,7, | 8-HxCDF | | | | 0.1 | |
| ゾ | 1,2,3,4,6, | 7,8-HpCDF | | | | 0.01 | |
| フ | 1,2,3,4,7, | 8,9-HpCDF | | | | 0.01 | |
| ラ | OCDF | | | | | 0.0003 | |
| ン | Total PCD | Fs | | | | | |
| ポリ | 2,3,7,8-Te | CDD | | | | 1 | |
| 塩化 | 1,2,3,7,8- | PeCDD | | | | 1 | |
| ジベン | 1,2,3,4,7, | 8-HxCDD | | | | 0.1 | |
| ンゾ | 1,2,3,6,7, | 8-HxCDD | | | | 0.1 | |
| パラ | 1,2,3,7,8, | 9-HxCDD | | | | 0.1 | |
| ジ | 1,2,3,4,6, | 7,8-HpCDD | | | | 0.01 | |
| オキ | OCDD | | | | | 0.0003 | |
| シン | Total PCD | Ds | | | | | |
| To | tal(PCDFs+ | PCDDs) | | | | | |
| コ | 3,4,4',5-T | eCB(#81) | | | | 0.0003 | |
| プ | 3,3',4,4'- | TeCB(#77) | | | | 0.0001 | |
| | 3,3',4,4', | 5-PeCB(#126) | | | | 0.1 | |
| ナー | 3,3',4,4', | 5,5'-HxCB(#169) | | | | 0.03 | |
| ポ | 2',3,4,4', | 5-PeCB(#123) | | | | 0.00003 | |
| _ | 2,3',4,4', | 5-PeCB(#118) | | | | 0.00003 | |
| | 2,3,3',4,4 | '-PeCB(#105) | | | | 0.00003 | |
| 化ビ | 2,3,4,4',5 | -PeCB(#114) | | | | 0.00003 | |
| フ | 2,3',4,4', | 5,5'-HxCB(#167) | | | | 0.00003 | |
| _ | | ',5-HxCB(#156) | | | | 0.00003 | |
| ニル | | ',5'-HxCB(#157) | | | | 0.00003 | |
| ,,, | 2,3,3',4,4 | ',5,5'-HpCB(#189) | | | | 0.00003 | |
| То | tal コプラ | ナーPCB | | | | | |
| Tota | | シン類 | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/ ml (毒性等量にあっては、ng-TEQ/ ml。)、排出水の測定 結果を記入する場合にあっては、単位をpg/L (毒性等量にあっては、pg-TEQ/L。)とし、ばいじん等の測定結果を記入する 場合にあっては、単位をng/g (毒性等量にあっては、ng-TEQ/g。)とする。
 - 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
 - 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは"ND"と記載すること。
 - 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
 - 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
 - 6 用語の定義は、日本工業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
 - 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。